財政局契約第二課長

青葉区総務課長

緊急を要する契約の締結結果について(報告)

地方自治法 (昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号) 第 234 条第 2 項、地方自治法施行令 (昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号) 第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び横浜市契約事務委任規則第 4 条第 4 項第 2 号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を報告します。なお当該概要は、令和 6 年 3 月 27 日にホームページにて公表しました。

- 1 契約の概要3 階冷水機付近水漏れ原因調査及び応急処置
- 2 履行(納品)場所 青葉区総合庁舎 3階、4階
- 3 契約日 令和6年3月13日
- 4 履行期限 令和6年3月31日
- 5 契約金額 103,400円
- 6 契約の相手方(名称及び所在) 株式会社 水野商会 代表取締役 水野 喜正 横浜市青葉区市ケ尾町1797番地
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

青葉区役所3階冷水機付近から水漏れしていると報告があったが、水漏れが発生した原因個所の特定ができず、その間にも水漏れを止めることができなかった。被害拡大しないよう、直ちに原因究明、応急処置をする必要があったため。

8 契約の相手方の選定理由

有資格者名簿に種目「202」その他の修理、「335」水道関連委託の登録がある業者から、緊急 対応可能な業者を選定しました。

> 担当 青葉区総務課 長谷川 亀井 電話 045-978-2214 FAX 045-978-2410

(様式2)

地方自治法 (昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号) 第 234 条第 2 項、地方自治法施行令 (昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号) 第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び横浜市契約事務委任規則第 4 条 第 4 項第 2 号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年3月 日

横浜市契約事務受任者 青葉区長 中島 隆雄

- 1 契約の概要3 階冷水機付近水漏れ原因調査及び応急処置
- 2 履行(納品)場所 青葉区総合庁舎 3階、4階
- 3 契約日 令和6年3月13日
- 4 履行期限 令和6年3月31日
- 5 契約金額 103,400円
- 6 契約の相手方(名称及び所在) 株式会社 水野商会 代表取締役 水野 喜正 横浜市青葉区市ケ尾町1797番地
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

青葉区役所3階冷水機付近から水漏れしていると報告があったが、水漏れが発生した原因個所の特定ができず、その間にも水漏れを止めることができなかった。被害拡大しないよう、直ちに原因究明、応急処置をする必要があったため。

8 契約の相手方の選定理由

有資格者名簿に種目「202」その他の修理、「335」水道関連委託の登録がある業者から、緊急 対応可能な業者を選定しました。

9 所管課

青葉区総務課